



平成19年7月31日(火)

号 1858 第報 県 井 福

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成19年7月31日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成19年7月20日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	銀行レディー エッチに癒して	オーピー映画
同上	キヤバクア嬢 しづきり出す指先	同上
同上	不倫中毒 官能のまどろみ	同上
同上	特命シスター ねつとりエロ仕置き	同上
同上	新妻の寝床 每晩感じちゃう	同上
同上	お葬式の義母 トイレで情事	新日本映像
同上	新日本映像ニュース <お葬式の義母 トイレで情事>	同上
同上	ザ・スワップ 新妻絶淫調教	新東宝映画
同上	恋愛の目的	エスピーポー

一般雑誌

図書等名	雑誌番号等	制作所、発行所等名
ベストビデオスープードキュメント8月号	17991-08	三和出版(株)
レディースコッミック・タブー8月号	19673-08	三和出版(株)
コミックアムール8月号	03801-08	(株)サン出版
Lady's Comic Special AYA 8月号	09671-08	宙出版
微熱SUPERデラックス8月号	07689-08	セブン新社
コミックJune 8月号	03843-08	(株)マガジン・マガジン
mini ラブ Vol.1	20557-8/19	日本文芸社

指定年月日 平成19年7月20日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

き、次のものを青少年の健全な育成に有害な図書等として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年7月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年7月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年7月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第11条第1項の規定に基づ

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
ケア・すまいる訪問介護事業所	鯖江市宮前町1丁目5番地4号	訪問介護	株式会社 ケア・スマイル	鯖江市宮前町1丁目5番地4号	平成19年7月11日
ケア・すまいる訪問介護事業所	鯖江市宮前町1丁目5番地4号	介護予防訪問介護	株式会社 ケア・スマイル	鯖江市宮前町1丁目5番地4号	平成19年7月11日

## 福井県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）

第54条の2第1項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年7月31日

福井県知事 西川 一誠

居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	居宅介護支援事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
ケア・すまいる居宅介護支援事業所	鯖江市宮前1丁目5番地4号	株式会社 ケア・スマイル	鯖江市宮前1丁目5番地4号	平成19年7月11日

## 福井県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）

第30条第2項の規定に基づき、平成19年7月20日付けで小舟渡土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年7月31日

福井県知事 西川 一誠

## 福井県告示第538号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により、次のとおり

告示する。

平成19年7月31日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林予定森林の所在場所

越前市西河内町63字小平26の1、2  
6の3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、抾伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる

立木は、当該立木が所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書

類を福井県および越前市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

△

■

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定

非営利活動法人の設立の認証の申請があつた

ので、同条第2項の規定により、次のとおり

公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成19年7月31日

福井県知事 西川 一誠

7号)第10条第1項の規定に基づき、特定

非営利活動法人の設立の認証の申請があつた

ので、同条第2項の規定により、次のとおり

公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成19年7月31日

福井県知事 西川 一誠

7号)第10条第1項の規定に基づき、特定

非営利活動法人の設立の認証の申請があつた

ので、同条第2項の規定により、次のとおり

公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成19年7月31日

福井県知事 西川 一誠

1 申請のあった年月日

平成19年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人永平寺スマイルハ

ート

(2) 代表者の氏名

大久保雅男

3 主たる事務所の所在地

福井県吉田郡永平寺町東古市第8号1

平成19年7月31日(火)

平成18年7月31日(火)

特定非営利活動法人糖代謝活性化療法

普及センター

(2) 代表者の氏名

竹越靖夫

(3) 主たる事務所の所在地

福井県福井市和田中町舟橋7番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、セミ

ナー等を開催し糖尿病の合併症進展阻止

に効果のある糖代謝活性化療法の普及を

図り、国民の医療増進に寄与することを

目的とする。

(1) 縦覧に供する期間および場所

平成19年7月11日から平成19年9月10日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

3 縦覧に供する期間および場所

平成19年7月11日から平成19年9月10日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

研修に関する事業などを行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

6番地の2 永平寺町障害者自立支援センター内

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間 平成19年7月10日から平成19年9月9日まで

(2) 縦覧に供する場所 福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

6番地の2 永平寺町障害者自立支援センター内

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間 平成19年7月10日から平成19年9月9日まで

(2) 縦覧に供する場所 福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

6番地の2 永平寺町障害者自立支援センター内

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間 平成19年7月10日から平成19年9月9日まで

(2) 縦覧に供する場所 福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

6番地の2 永平寺町障害者自立支援センター内

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間 平成19年7月10日から平成19年9月9日まで

(2) 縦覧に供する場所 福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

6番地の2 永平寺町障害者自立支援センター内

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間 平成19年7月10日から平成19年9月9日まで

(2) 縦覧に供する場所 福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

6番地の2 永平寺町障害者自立支援センター内

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間 平成19年7月10日から平成19年9月9日まで

(2) 縦覧に供する場所 福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

6番地の2 永平寺町障害者自立支援センター内

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間 平成19年7月10日から平成19年9月9日まで

(2) 縦覧に供する場所 福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

6番地の2 永平寺町障害者自立支援センター内

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間 平成19年7月10日から平成19年9月9日まで

(2) 縦覧に供する場所 福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

6番地の2 永平寺町障害者自立支援センター内

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間 平成19年7月10日から平成19年9月9日まで

(2) 縦覧に供する場所 福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

福井県知事 西川 一誠  
1 都市計画の種類および名称  
(1) 種類  
都市施設 (駐車場)

(2) 名称  
丹南都市計画駐車場 相生駐車場

2 総覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

人事委員会規則

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十九年七月三十一日

福井県人事委員会  
委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第三十九号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則 (昭和五十七年福井県人事委員会規則第六号) の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中「放射能」の下に「医学物理」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成  
十九年七月三十一日発印

行刷

印 刷 人 発 行 人

〒九一九一〇四八二 〒九一〇一八五八〇

福井県福井市大手三丁目一七番一號  
福井県坂井市春江町中庄六一三三一  
(株)エクシート

☎ 55678番